

<自己負担金の助成について>

ひたちなか市では、医療福祉費支給制度(マル福)を受給している方が医療機関などを受診する際に支払う自己負担金を助成することで、医療費の一部無料化を図っています。

✓対象となる方

この助成の対象となる方は、次のとおりです。外来と入院で助成対象が異なります。

- ・外来 - 妊産婦, 小児(3歳未満)
- ・入院 - 妊産婦, 小児, ひとり親(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)

✓自動で助成されます

医療機関からのマル福対象となった診療データをもとに、後日市から登録口座へ自動的に助成される仕組みです。

振込日	
6月	(1月・2月・3月診療分)
9月	(4月・5月・6月診療分)
12月	(7月・8月・9月診療分)
3月	(10月・11月・12月診療分)

※3ヵ月毎(年4回)の月末日に、「コクホネンキンマルフク」名で振り込みます。

※金額や振込日の通知はしませんので、通帳記帳によりご確認ください。

✓申請が必要な場合もあります(詳細は下記)

マル福対象となっていない診療(次の①, ②の場合)は自動助成から漏れてしまうため、別途申請が必要です。

領収書のほか必要なものを持参し、受診した翌月以降にひと月分をまとめて申請してください。

- ①月1回だけ受診した医療機関で支払いが600円未満だった場合
- ②月2回受診した医療機関で2回とも支払いが600円未満だった場合

<自己負担金の支給申請が必要な場合について>

自己負担金の支給申請が必要となるかどうかは、医療機関を受診した日数とその際に支払った金額で見分けることができます。(ひとつの医療機関ごとにそれぞれ1ヶ月の間に何日受診したかという見方をします)

下記を参考に、受診した翌月以降にひと月分をまとめて手続きをしてください。

※ 申請には領収書が必要となりますので、手続きをするまでの間は大切に保管してください

※ 申請後、助成されるまで半年ほどかかる場合もありますのでご了承ください

